ここが聞きたい！

三田 敏和 議員

●地上デジタル放送の移行は大丈夫か
●町発注工事の入札状況は

地上デジタル放送の移行は大丈夫か

問 本年7月24日でアナログ放送が終了する。全国的なデジタル放送の普及率は95％を超えているが上毛町の実態はどうか。

答 企画情報課長
21年8月総務省の調査では難視聴世帯が503あり、昨年5月、土佐井、唐原地区に中継局が完成し、残りは東上有田、西友枝松尾、東下小山田の80世帯程になりました。

問 残る難視聴地域はどのように対応するのか。

答 企画情報課長
その地域をセーフティネット（衛星放送を利用した受信）で対応しており、費用は総務省が負担します。期限（5年）内に恒久的に解決することになっています。下唐原上野地団地周辺もこの方法で対応します。

問 西友枝、東上、原井、尻高地区はNHK共聴受信施設で、既に地デジ電波が流れているにも関わらず、知らずに受信していない家庭があるようです。広報はどのように考えているか。

答 企画情報課長
共聴受信施設では役員の方が説明すると承知していますが、全体的には広報で周知を考えています。

問 低所得者等の地デジ対応が難しい家庭はどうするのか。対象はどれくらいか。

答 企画情報課長
低所得者対応は総務省が行いチューナー1台無料配布しています。申し訳ありませんが、対象の把握はできていません。

問 地デジ対応は総務省の事業で協力しているというが、テレビが見れなくなったら困るのは町民です。もっと積極的に推進すべきではないか。

答 町長
まさに議員のおっしゃるとおりで、まことに申し訳なく不十分だと思っています。この問題について不自由を感じないように所管に働きかけ、町としても万全を期して対応をします。

地デジアンテナ

町発注工事の入札状況は

問 平成22年4月以降、最低価格の公表をやめたが経緯は。

答 総務課長
適正な施工の確保への懸念、競争原理の喪失が見られ、かつ、地域の土木建設業者の経営を取り巻く環境が非常に厳しい状況があることが挙げられます。

問 入札の実態はどうか。

答 総務課長
落札でいうと、21年度入札49件中、45件が最低価格を入れてくじ引きにて決定しました。22年6月から取りやめた後は、くじ引きがほとんどなくなり適正な競争原理が働いたと考えています。

問 落札率ではどんな変化がおこったか。

答 総務課長
現時点の集計では、22年度、平均93％、21年度は87％です。

問 6ポイント高くなったことになりますが、どう考えているか。

答 総務課長
数字から見れば高止まりの感がありますが、当初の目的からいえば、現在のところ妥当な措置だと考えています。

問 将来的にはどのように考えているか。

答 総務課長
今後については、その時々で最善の対応を講じていくことになります。

問 施工箇所近くの業者が指名に入れないと聞くが、指名委員会はどのように考えているか。

答 副町長
指名委員会としては、指名に入れています。但し、金額、ランクの問題があり、一概に絶対とはいえませんが十分配慮しています。

問 枠の拡大を含め、一般競争入札により近いものに改善できないか。

答 副町長
指名選定基本方針では、2000万円以上の土木工事は町内Bランク以上の全業者にCランク業者を追加し、地域性を設定して10社以上指名するように考えています。

ここが聞きたい！

安元 慶彦 議員

●地域振興対策は
●防災対策は
●荒廃地対策はどのように

地域振興対策は

問 中山間地域での農村作りについて、具体的な対策、進捗状況は。

答 産業振興課長
現時点では、中山間地域等直接支払制度による対策、農地水環境保全向上対策、鳥獣被害対策、中山間地域のもつ地理的、地域的特性を生かした農林産物の作物栽培の推進等があります。

問 農地公社の創設は考えられないか。（遊休農地対策）

答 町長
農業に関わる方の中核は、認定農業者、営農組合、機械利用組合があると思っています。農地をどうやって保持、維持していくかは、3組織が支援拡大して強力なものにすることだと考えています。改めて農地公社を設置するというのは、一寸時間がかかるのではないかと思っています。

防災対策は

問 火災時の水源（水利）対策は万全か。

答 総務課長
火災時の水源確保は、防火水槽、消火栓及び、河川等の自然流水を総合的に確保していますが、全てにおいて万全とは言い切れません。消火活動の現場においては、状況に応じ、臨機応変な対応が求められると認識しています。広域消防、地元消防団の活動、施設整備等に関して総合的に判断すれば、住民の安全と安心を確保するための予防措置が講じられているものと認識しています。

問 各地域の防火水槽の点検はどうしているか。

答 総務課長
町内に防火水槽が112ヶ所あります。年2回、消防署、分署の方で点検を実施しています。

問 点検の結果によって、土砂が堆積している時は、直ぐに浚渫しているか。

答 総務課長
防火水槽の浚渫は、地元消防団、地元自治会の方にお願いしています。

荒廃地対策はどのように

問 集落内の荒廃地は、所有者に対してどのように指導、処置しているか。

答 住民課長
町の環境保全条例と環境美化推進及び生活環境保全に関する条例があります。それに基づいて、土地の所有者、管理者に対して雑草の除去等を文書または電話でお願いしています。

問 町の代執行はどうか。

答 住民課長
条例等からすると、そこまでの権限は今のところもっていません。あくまで複数回指導し、対応ができない場合においてのみ、所有者、管理者に再度お願いしています。

問 環境美化推進員を置くようになっているかどうか。

答 住民課長
環境美化推進員については、自治会長にお願いしています。

尻高荒廃地